平成３０年（フ）第２６１号
大阪市生野区田島４丁目16番３号　フローレンス田島　301
債務者　葉廣トモ子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９５号
大阪市鶴見区今津北４丁目11番４号　ハイアットレジデンス　201
債務者　上戸　正勝
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３００号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目15番６－503号
債務者　松元亜希子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０２号
大阪府吹田市原町１丁目23番11－102号
債務者　木原田　愛
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１０号
大阪府豊中市待兼山町32－８－202、住民票上の住所大阪府箕面市石丸３丁目１番３号
債務者　巽　佐代子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７号
長崎県長崎市西町25番10号、旧住所愛知県名古屋市中村区高道町３丁目７番17号（ゼファー高道301号）
債務者　馬場健志郎
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３９１号
東京都世田谷区太子堂５－35－９－302、住民票上の住所東京都杉並区高井戸西１丁目２－６－107
債務者　佐藤　舞幸
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９号
東京都世田谷区北烏山２丁目９－３－509
債務者　三井　久子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５９号
東京都中野区野方３丁目22－９－201
債務者　青木　和男
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６６号
東京都練馬区東大泉２丁目１－21－203
債務者　大薗美代子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７７号
東京都墨田区太平２丁目10－11－405
債務者　川村　修司
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８１号
東京都八王子市宮下町462　さくら八王子ハウス208、住民票上の住所東京都武蔵野市境２丁目２－18－604
債務者　土手　克彦
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８４号
東京都足立区谷中１丁目24－１－304
債務者　野田　　茂
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８８号
東京都大田区千鳥２丁目９－14－205
債務者　中西　　平
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８９号
東京都武蔵野市境１丁目７－３
債務者　陸田　義文
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９６号
東京都西東京市富士町６丁目10－10　コーポアイ10Ａ
債務者　三橋　成男
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部